

# 通知預金規定

## 反社会的勢力との取引拒絶について

預金口座は、「預金等共通規定」12.(2)(反社会的勢力との取引拒絶)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。

### 1. (預金の支払時期等)

- (1) 通知預金(以下「この預金」といいます。)は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金は、預金等共通規定12.(1)、(2)(反社会的勢力との取引、疑わしい取引の拒絶による解約)による場合、または当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、据置期間中に解約することはできません。
- (3) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

### 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、当店で返却します。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当金庫の店頭、ホームページで提示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。
- (2) この預金を1.(2)により据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は100円とします。

### 4. (解約等)

この預金を解約する場合には、通帳(通帳発行の場合)、証書(証書発行の場合)および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

### 5. (規定の適用)

この預金取引にあたっては次の規定を適用します。

#### ① 預金等共通規定

### 6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法548条の4)に基づき(付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。)変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。  
なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上